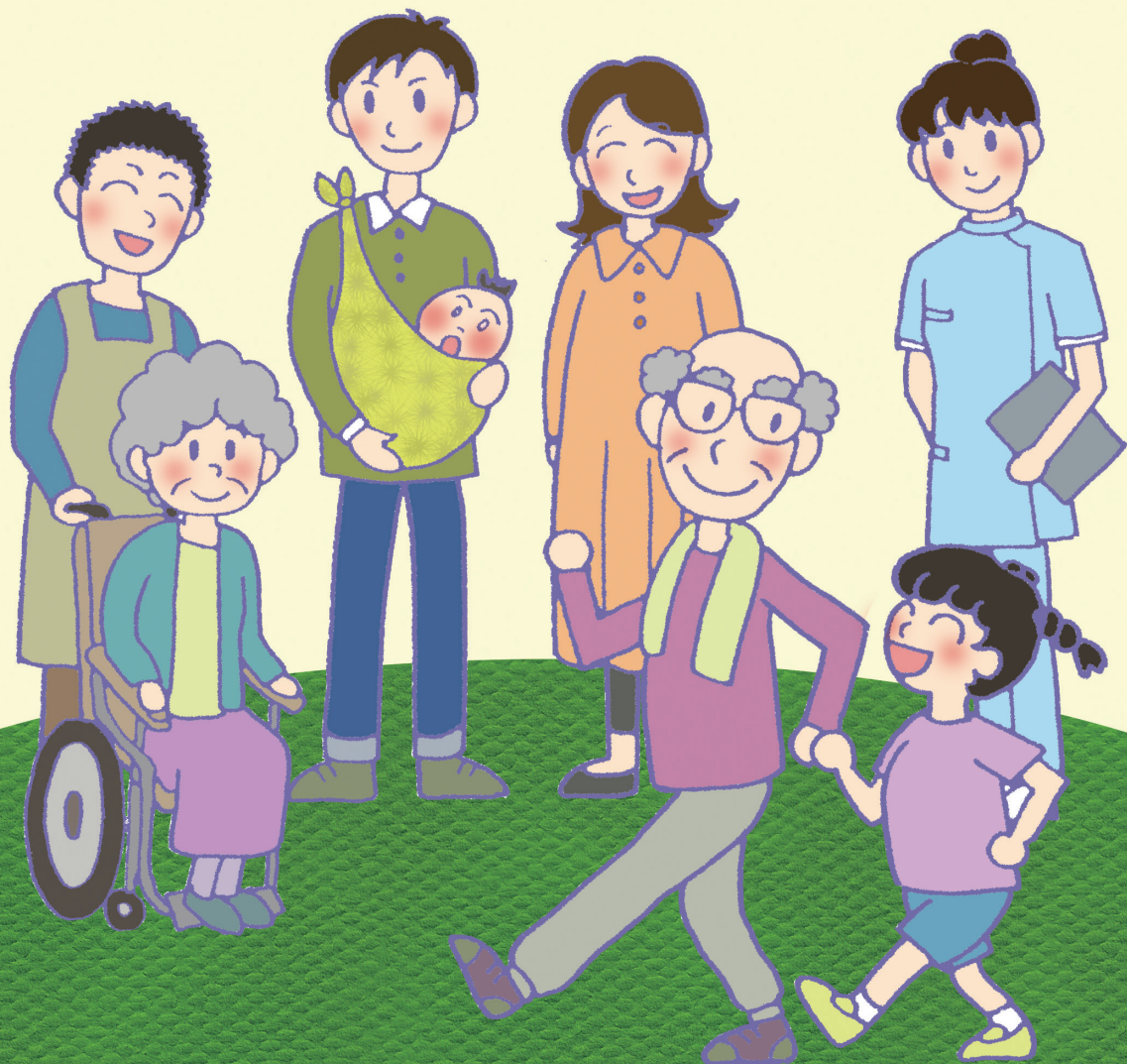


概要版

第八次 草加市高年者プラン

第8期草加市介護保険事業計画
第9期草加市高年者福祉計画

< 令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度) >



令和3年(2021年)3月



快適都市—草加—

草加市

◆ 計画策定の背景

急速な高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行により、介護を必要とする高齢者を家族だけではなく、社会全体で支えるための制度として、平成12年(2000年)4月にスタートした介護保険制度は、創設から20年が経過し、介護保険制度は高齢者やその親族のみならず、地域社会の暮らしを支える上で必要不可欠な制度として定着しています。

本市においては、令和7年(2025年)には高齢者全体に占める後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を大幅に上回ることから、第七次草加市高齢者プラン(以下「第七次高齢者プラン」といいます。)において、高齢者が身近な地域で介護予防に自ら取り組める環境を整備するとともに、家事や見守り等の日常生活の支援や認知症高齢者への支援、在宅医療と介護の連携に関する取組等、本市の実情に即した地域包括ケアシステムを深化・推進してまいりました。

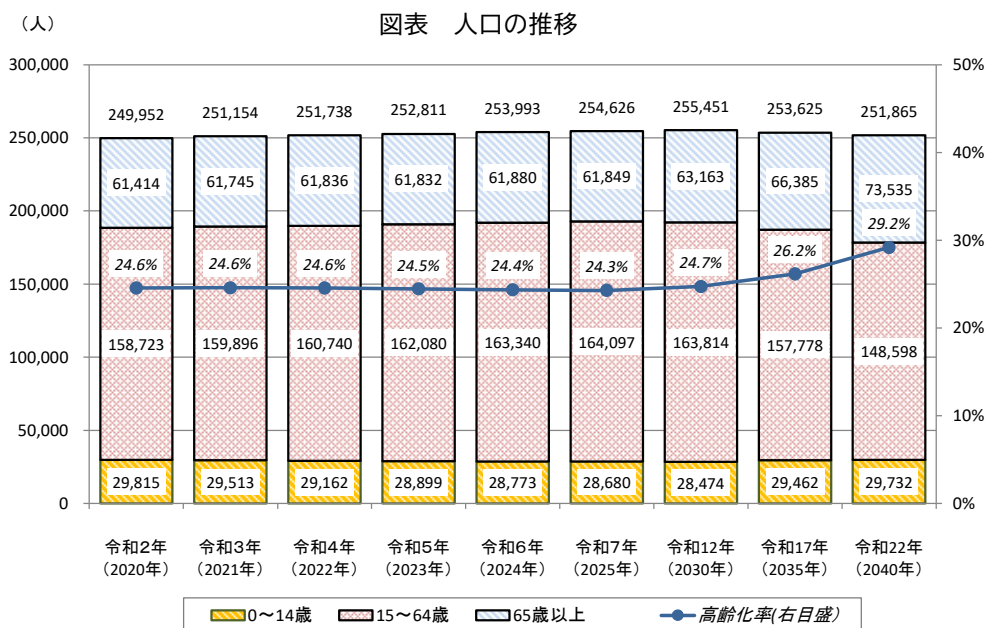
本計画の策定に当たり、令和2年(2020年)の介護保険法等の改正では、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会である「地域共生社会」の実現に資するよう努めることが新たに定められ、地域包括ケアシステムはその中核的な基盤になりうるものとして、認知症施策の総合的な推進や、介護関連データを活用した地域支援事業の実施が義務付けられる等、地域包括ケアシステムの一層の推進が求められており、また、近年の自然災害や新型コロナウイルスの流行を踏まえた対策の徹底や介護事業所等の連携が必要不可欠となっています。

これらを踏まえて、令和7年(2025年)・令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視点で、地域共生社会の実現を目指した本市における地域包括ケアシステムの構築・推進に向けた取組の指針として、今回、新たに「第八次草加市高齢者プラン」(以下「第八次高齢者プラン」といいます。)を策定します。

◆ 本市の高年者を取り巻く現状

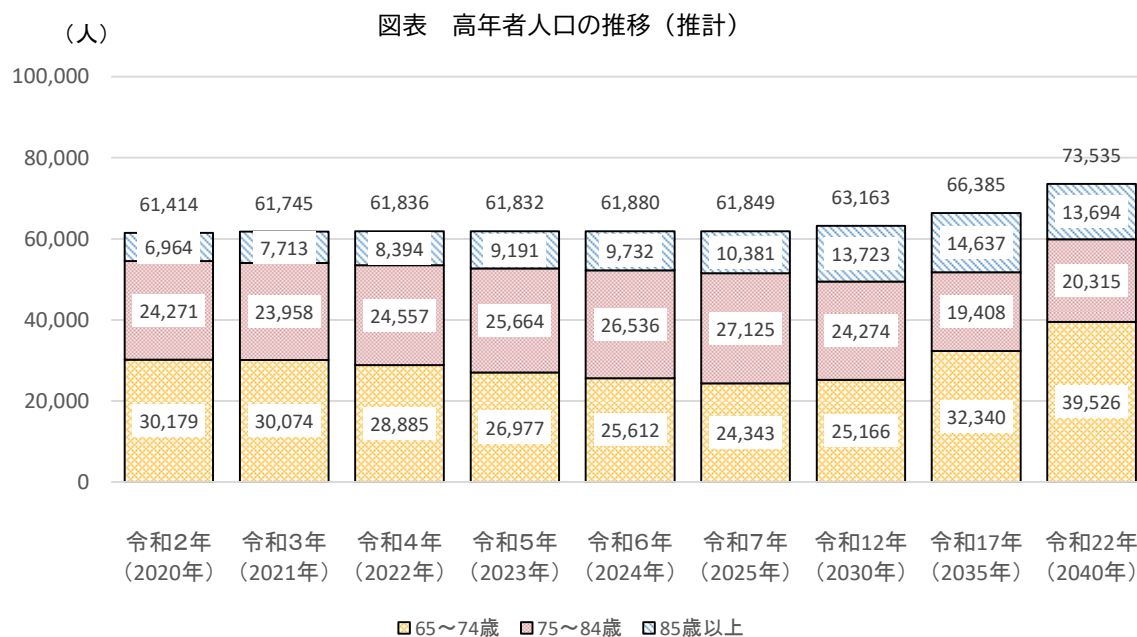
(1) 総人口と高齢化率

本市の総人口は今後も25万人程度で推移するものと見込まれます。令和2年(2020年)の高齢者数は61,414人、高齢化率は24.6%となっています。その後、令和12年(2030年)に総人口のピークを迎えますが高齢者数は上昇し続け、令和22年(2040年)には高齢化率が29.2%に達するものと見込まれます。



(2) 高年者人口の推移

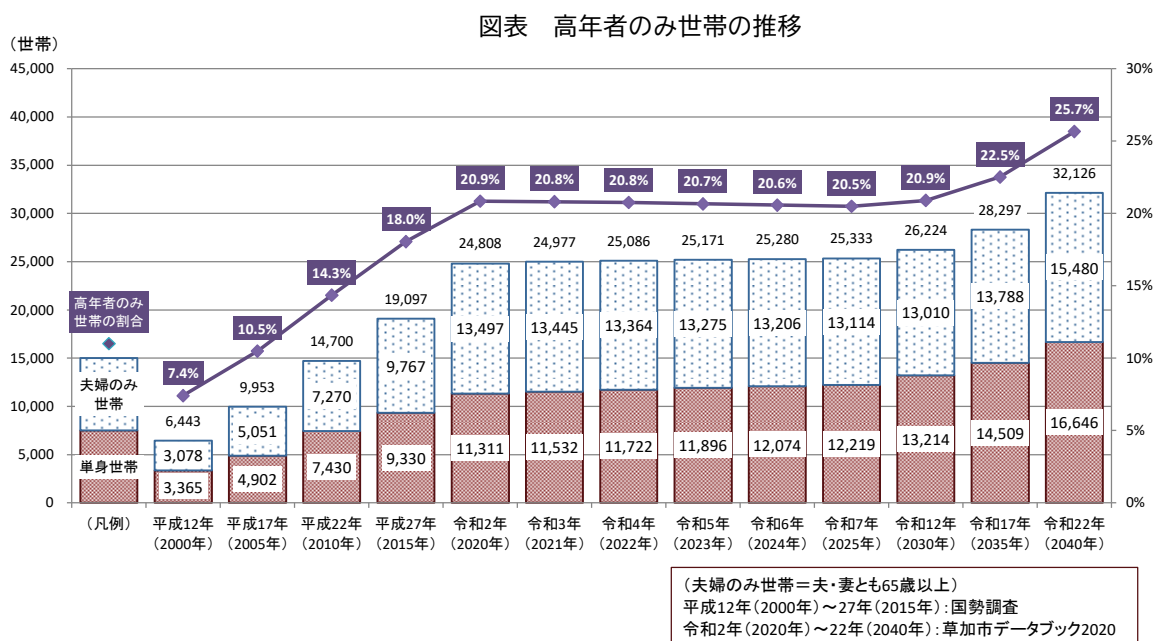
本市の高年者数は令和2年（2020年）から令和7年（2025年）までは6万1千～2千人程度で推移するものと推計されます。令和7年（2025年）頃までは、65～74歳のいわゆる「前期高齢者」数が漸減傾向にあります。その後増加に転じ、令和22年（2040年）には4万人近くにまで増加するものと考えられます。75歳以上の後期高齢者数は、令和12年（2030年）頃までは漸増傾向にあります。とりわけ、85歳以上の数は大幅に増加し、令和17年（2035年）には14,637人と令和2年（2020年）の2倍以上に達することが見込まれます。



※市資料(1歳階級別草加市将来人口推計:令和2年(2020年)4月作成)

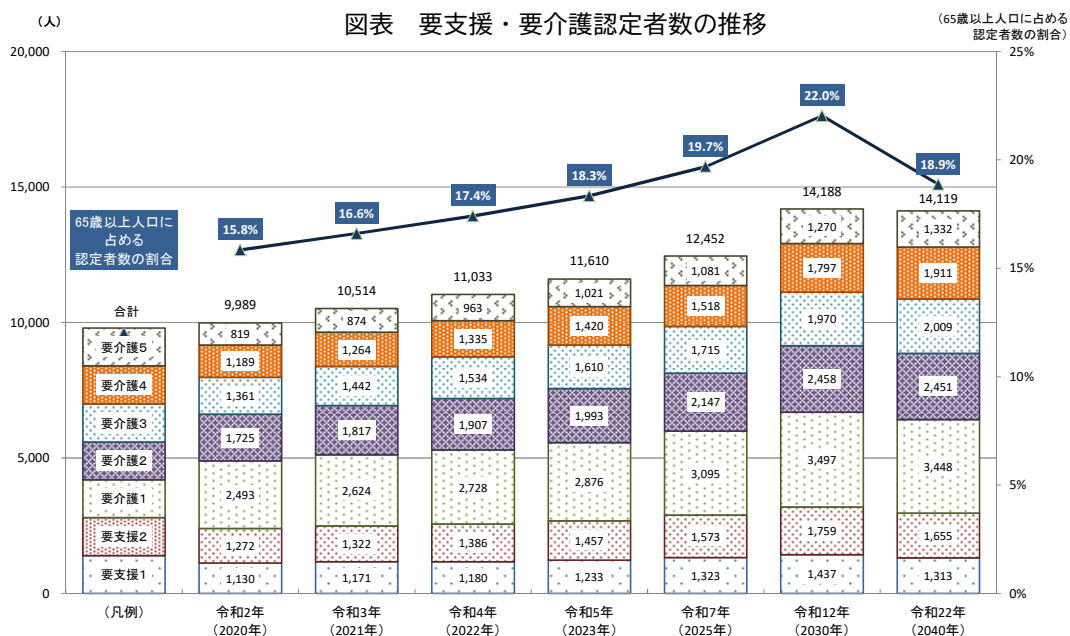
(3) 高年者のみ世帯の推移

高年者のみ世帯数は、平成12年（2000年）では6,443世帯でしたが、その後の15年間で約3倍に増加し、平成27年（2015年）には19,097世帯となっています（国勢調査確定値）。今後は、25,000世帯で推移するものと推計されます。



(4) 要介護認定者数の推移

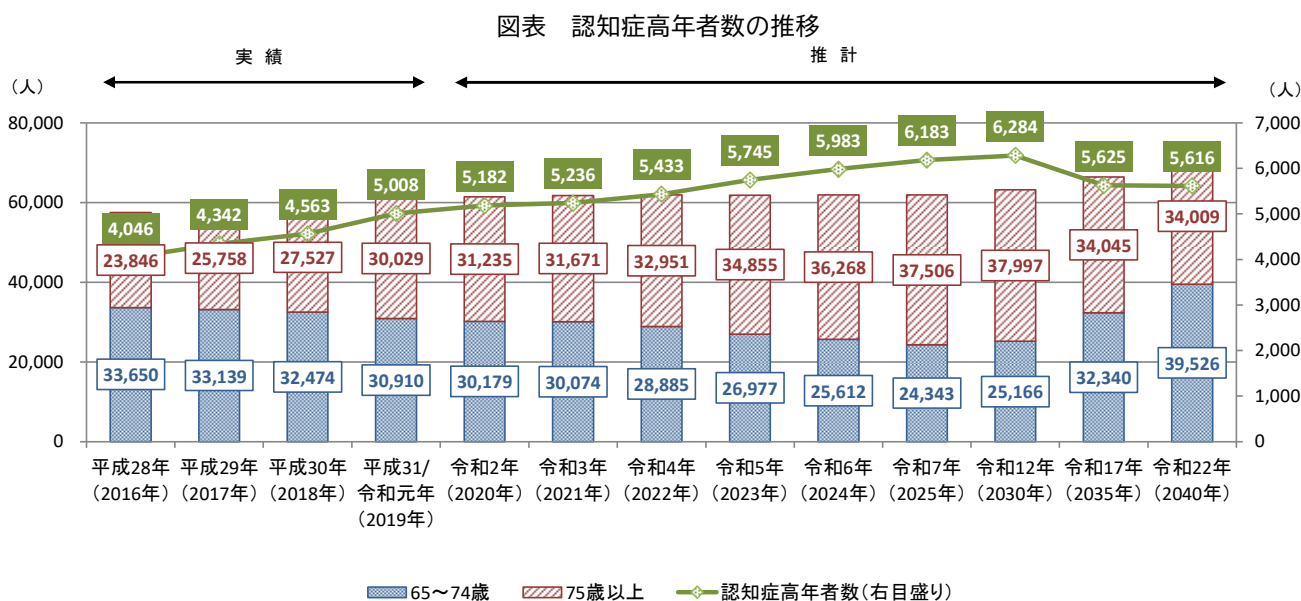
令和2年(2020年)の要支援・要介護認定者は、9,730人となっており、計画期間の最終年である令和5年(2023年)には10,765人まで増加するものと推計されます。この傾向が続くと、令和7年(2025年)には12,178人と令和2年(2020年)の約1.25倍に達することが見込まれます。



※地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

(5) 認知症高齢者数の推移

日常生活に支障を来すような症状や行動が見られる日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者数は、令和2年(2020年)には5,182人(高齢者人口に占める割合は8.4%)となっており、令和5年(2023年)には5,745人(同9.3%)に増加するものと推計されています。後期高齢者の減少により、令和17年(2035年)には5,625人(同8.5%)、令和22年(2040年)には5,616人(同7.6%)になると推計されます。



※高齢者推計人口に平均発症率を乗じて算出

◆ 本市の現状から見えてくる課題（重点課題）

（１）介護予防と生活支援の推進

高年者が地域で生きいきと生活を続けるためには、介護が必要な状態にならないことが重要です。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、85歳以上では、運動器機能が急激に低下する等、高年齢化に応じたさまざまな機能低下の傾向が見られます。

本市では、機能回復に特化したホップ教室をはじめとした各介護予防事業を実施していますが、「地域ケア会議」や生活支援体制整備事業における「第2層（日常生活圏域）協議体」では、高年者の通いの場が不足しているとの意見が多く、NPO法人・ボランティア等多様な主体が担い手となったサロンや体操等の通いの場を創設する等、地域における介護予防・生活支援サービスの充実が求められています。

また、それぞれ地域課題が異なることから、庁内及び地域の関係者、専門職等との連携・協働により、身近な地域で多様なニーズに合ったサービスを提供できる体制を整備することが重要となります。

（２）在宅医療・介護連携の推進

高年者が健康な状態を維持すること、介護が必要な状態になったときに早期に対処して、住み慣れた地域で暮らし続けることを実現するために在宅医療と介護の連携体制の強化が大切です。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、「病気等で人生の最終段階を迎える場合、あなたはどこで過ごしたいと思いますか」という質問に対して、「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院して過ごしたい」の割合が最も高く、人生の最終段階における意志が尊重され、最善の選択を支援するためにも、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解の促進が必要です。

一方、ケアマネジャーに対する調査では、訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリ職、訪問介護員との間では“連携がとれている”の割合が高いのに対し、医師、歯科医師、在宅医療・介護連携拠点（在宅医療サポートセンター）については“連携がとれていない”の割合が高くなっています。在宅療養生活を支えるためには、状態の変化に応じて医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われることが必要です。

今後は、医療と介護の関係者が今まで以上に連携ができるような体制を整えることが重要となります。

(3) 認知症高年者等の支援充実と成年後見制度の利用促進

令和2年(2020年)の認知症高年者数は5,182人であり、これが令和12年(2030年)には6,284人になると推計され、高年者数と同様に増加する見込みとなっています。

認知症を取り巻く現状としては、これまでの「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)に代わる新たな大綱として、令和元年(2019年)6月に「認知症施策推進大綱」が発表され、同大綱の基本的な考え方として、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「予防」と「共生」を両輪として施策を推進するとされています。

認知症の発症遅延、早期発見・早期対応による重度化を防ぎ、認知症になっても安心して日常生活を送ることができる環境・支援体制づくりが重要となります。

(4) 介護者支援の充実

介護保険制度の発足により、介護が必要な高年者の家族の負担は一定程度軽減されているものの、精神的な負担や孤独感、経済的な不安等は依然として感じられています。

在宅介護実態調査では、主な介護者が介護するうえで困っていることとして、精神的な負担が大きい、介護者自身の健康に不安がある、緊急時の対応が心配、将来の見通しに不安がある等が上位に挙げられています。

また、子育てと親の介護が同時期に発生する「ダブルケア」や80歳の親が社会に適應できない50歳の子どもを支えている「8050問題」、18歳未満で家族の介護を行う「ヤングケアラー」等、様々な環境に応じた支援が必要です。

本市では「介護者のつとめ」や「認知症高年者やすらぎ支援事業」等、高年者の介護者支援の充実を図っていますが、複雑化する介護者の課題に対応した更なる支援体制を整えることが重要となります。

(5) 介護保険の持続可能性と地域包括ケアシステムを支える人材確保

人口減少を伴った少子・高齢化が進行する中、現状の介護人材不足に加え、令和7年(2025年)以降は現役世代(担い手)の減少が顕著となり、介護をはじめとした地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・育成が大きな課題となっています。

介護職については、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況を踏まえた、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要であり、元気高年者の参入等人材の裾野を広げることや、介護の仕事の魅力発信等も重要となります。

◆ 基本理念

すべての人が支え合い
住み慣れた地域でいつまでも
自分らしく暮らせるまち

本計画では、第七次草加市高年者プランに引き続き、地域包括ケアシステムを推進します。
また、上位計画である総合振興計画の理念「快適都市」、地域福祉計画の「自立・共存と
支えあいのまちづくり」の実現に向けて、高年者をはじめとしたすべての住民や資源が協働
し、支え合うことで、いつまでも住み慣れた地域で人格と個性を尊重しながら、自分らしい
生活を送り続けることができるまちを目指します。

◆ 基本方針及び基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、基本方針とその具体的方向性を示すための基本目標
を以下のとおり設定します。

基本方針 1 地域における支援体制の確立

高年者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域包括ケアシステムの実
現に向けた条件整備を積極的に推進していくほか、災害時の支援体制の整備や防犯対策、
高年者の身体的な機能の低下等に配慮した住宅や都市環境の安全性、快適性を確保・向
上します。

【基本目標】

- (1) 地域支援協力体制の整備
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 福祉のまちづくりの推進
- (4) 高年者の安定的な居住環境の整備
- (5) 災害に備える体制づくり

基本方針 2 自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進

高年者が健康的な生活を維持できるよう、健康づくりの活動を推進するとともに、介護が必要な状態にならないような予防活動を、保健事業と一体的に実施します。また、地域のさまざまな団体・グループ等と連携して、地域住民らとともに介護予防に取り組み、在宅生活の質を支えるために、日常生活の支援を行います。取組の推進に当たっては、コロナ禍における、新しい生活様式に対応した、高年者のフレイル予防や社会的孤立への対応、市民参加型の共助の取組の再構築等について支援します。

【基本目標】

- (1) 介護予防・健康づくり活動の促進
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- (3) 高年者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- (4) 日常生活の支援

基本方針 3 介護保険事業の円滑な実施と人材の確保及び資質の向上

高年者が要支援・要介護の状態になった場合に、その状態に応じたサービスが計画的に提供され、適切に運用できるような体制を整備するとともに、経済的な理由で利用抑制がされないよう、経済的支援を実施します。また、介護現場全体の人手不足等を解消するため、人材の確保と育成を行います。

【基本目標】

- (1) 介護保険制度の適正・円滑な運営
- (2) サービスの質の向上に向けた取組の推進
- (3) 介護給付費の適正化
- (4) 被保険者の費用負担に関する経済的支援策
- (5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と育成並びに業務の効率化に向けた取組の推進

基本方針 4 高年者の社会参加と生きがいの促進

高年者が常日頃から充実し生きがいのある生活を送れるよう、関係機関・団体等との連携や必要に応じて就労支援コーディネーターを配置する等により、就業環境の整備、就業機会を確保するとともに、地域社会への参加、学習・余暇活動による社会参加機会を拡充し、福祉の担い手としてボランティア活動や地域福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

【基本目標】

- (1) 社会参加の促進
- (2) 地域交流・生きがいの促進

基本方針5 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた生活の場で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供していく体制の構築、及び医療・介護関係者の連携を推進します。

【基本目標】

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 医療体制の整備

基本方針6 認知症施策の総合的な推進

高齢化、長寿命化の進展により、認知症になる高齢者の増加が見込まれます。認知症は誰でもなりうるものであるということを前提に、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を過ごすことができるよう、「予防」と「共生」の取組を推進します。

【基本目標】

- (1) 予防及び早期発見・早期対応の促進
- (2) 認知症になっても安心して生活できる体制づくり

基本方針7 介護者支援の充実と権利擁護の推進

介護が必要な高齢者と、家族等周囲の人たちの精神的・身体的・経済的な負担を軽減するために、相談の機会の拡充や情報提供の充実等を行います。また、高齢者の人権が守られるよう、成年後見制度の利用促進や、高齢者虐待の予防等、権利擁護に関する意識啓発に努めます。

【基本目標】

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 介護者支援策の充実
- (3) 権利擁護の推進

◆ 広域型施設と地域密着型サービスの整備方針

第八次高年者プラン期間中の広域型施設と地域密着型サービスの整備について、サービスを必要とする高年者のニーズや介護保険財政への影響等を踏まえ、次のとおり推進します。

(1) 広域型施設の整備

介護保険施設及び特定施設の整備に当たっては、介護保険財政への影響を踏まえ、広域的なニーズ等を勘案した見込量の確保と調整を行うとともに、サービス見込量に応じた適正な規模の定員数を定め、計画的に推進します。

サービス名		令和 2年度 (2020年度) 末時点	第8期 期間 整備数	令和 3年度 (2021年度) 整備	令和 4年度 (2022年度) 整備	令和 5年度 (2023年度) 整備	令和 5年度 (2023年度) 末時点
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	事業所数	6 箇所	1 箇所	0 箇所	1 箇所	0 箇所	7 箇所
	定員	564 人	206 人	0 人	192 人	14 人※	770 人
介護老人保健施設	事業所数	3 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	3 箇所
	定員	344 人	0 人	0 人	0 人	0 人	344 人
介護医療院	事業所数		0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	定員		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定施設入居者 生活介護	事業所数	18 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	18 箇所
	定員	1,276 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1,276 人

※介護老人福祉施設の令和5年度（2023年度）整備は既存施設の増床分

(2) 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスの整備に当たっては、居宅サービスや施設サービスの利用状況や、事業者の参入意向を踏まえ、圏域ごとのバランスを考慮しながら次のとおり地域密着型サービスの整備を推進します。

サービス名		令和 2年度 (2020年度) 末時点	第8期 期間 整備数	令和 3年度 (2021年度) 整備	令和 4年度 (2022年度) 整備	令和 5年度 (2023年度) 整備	令和 5年度 (2023年度) 末時点
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	1 箇所	2 箇所	1 箇所※	1 箇所	0 箇所	3 箇所
	定員						
認知症対応型 共同生活介護	事業所数	14 箇所	1 箇所	1 箇所※	0 箇所	0 箇所	15 箇所
	定員	243 人	18 人	18 人	0 人	0 人	261 人
看護小規模多機能型 居宅介護	事業所数	1 箇所	2 箇所	1 箇所※	1 箇所	0 箇所	3 箇所
	定員	29 人	58 人	29 人	29 人	0 人	87 人

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護の令和3年度（2021年度）整備は第七次高年者プラン整備分のため、第八次高年者プランでは募集等はいりません。

◆ 草加市の日常生活圏域

本市では、高年者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、市内を10の日常生活圏域に区分しています。



◆ 地域包括支援センター

各圏域を担当する地域包括支援センターを市内8か所に設置し、社会福祉士・保健師（または経験のある看護師）・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3職種がチームを組んで、高年者の保健、介護、福祉、医療等の総合相談・支援を行っています。

地域包括支援センター名	町名
① 新田西部地域包括支援センター	新栄1～4、長栄1～4、清門1～3、新善町、金明町、旭町1～6
② 新田東部地域包括支援センター	八幡町、弁天1～6、中根1～3、松江1～4、栄町1～3
③ 草加川柳地域包括支援センター	青柳1～8、青柳町、柿木町
④ 草加安行地域包括支援センター	原町1～3、北谷1～3、北谷町、苗塚町、花栗1～4、小山1～2、松原1～5
⑤ 草加西部地域包括支援センター	草加1～5、西町、氷川町
⑥ 草加東部・草加稲荷地域包括支援センター	神明1～2、住吉1～2、手代1～3、中央1～2、高砂1～2、吉町1～5、稲荷1～6、松江5～6
⑦ 谷塚西部地域包括支援センター	柳島町、遊馬町、新里町、両新田西町、両新田東町、谷塚上町、谷塚仲町
⑧ 谷塚中央・谷塚東部地域包括支援センター	瀬崎1～7、谷塚町、谷塚1～2

◆ 第八次プランにおける保険料段階の設定

【第1号被保険者の所得段階別保険料額】

所得段階 保険料率	対象者	保険料 (年額)
第1段階 ×0.50*	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計額が80万円以下の方	32,400円
第2段階 ×0.67	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計額が80万円超120万円以下の方	43,410円
第3段階 ×0.75	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が120万円超の方	48,600円
第4段階 ×0.87	・本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が80万円以下の方(世帯に住民税課税者がいる)	56,370円
第5段階 ×1.00 (基準額)	・本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が80万円超の方(世帯に住民税課税者がいる)	64,800円
第6段階 ×1.20	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	77,760円
第7段階 ×1.30	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	84,240円
第8段階 ×1.50	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	97,200円
第9段階 ×1.70	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	110,160円
第10段階 ×1.85	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	119,880円
第11段階 ×2.00	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	129,600円

※ 第1段階から第3段階については、公費による軽減措置が図られることにより、第1段階は保険料率0.30、保険料(年額)19,440円、第2段階は保険料率0.42、保険料(年額)27,210円、第3段階は保険料率0.70、保険料(年額)45,360円となります。

※ 第1段階から第5段階については、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定します。

※ 土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除を適用されている場合は、当該特別控除額を合計所得金額から控除した金額を所得段階の算定に用います。

※ 合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、これらの所得の合計額から10万円を控除して算定します。

第八次草加市高年者プラン(概要版)

編集 草加市健康福祉部 長寿支援課・介護保険課
電話 048(922)0151(代表)